

省エネ法改正のお知らせ

～改正のポイント～

1) エネルギー使用量把握と届け出

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)が改正になります。

企業全体として、平成21年4月から平成22年3月までのエネルギー使用量を把握し、原油換算値が1,500kl以上であれば、**エネルギー使用状況届出書**を平成22年度に、管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。

2) 特定事業者指定基準の変更

これまでのエネルギー管理は同一企業の場合、複数の工場・事業場があれば、それぞれが個別にエネルギー管理を行っていました。改正により、管理単位が変更され、同一企業団体にある本社・工場・支店・営業所等を合わせて1単位とした企業団体全体でのエネルギー管理が必要になります。

企業団体全体の年間エネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合、使用量を国へ届け出て、特定事業者の指定を受けることが義務付けられます。

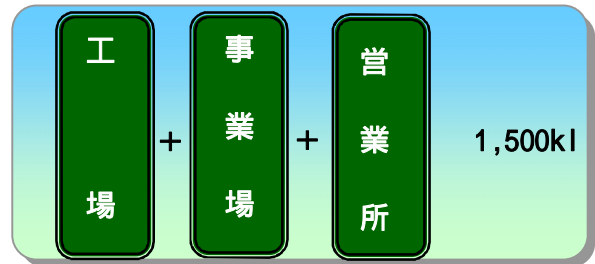
フランチャイズチェーンも同様に、フランチャイズ契約事業者全体の原油換算値1,500kl以上の場合、国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受ける必要があります。

改正前

年間エネルギー使用量 3,000kl
 第一種エネルギー管理指定工場

年間エネルギー使用量 1,500kl
 第二種エネルギー管理指定工場

改正後



特定事業者又は特定連鎖化事業者

3) 報告書等の提出

エネルギー管理指定工場の報告義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出は、企業単位での提出に変わります。

4) エネルギー管理体制の推進

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、以下の管理者をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

- ・**エネルギー管理統括者**：企業の事業経営に発言権を持つ統括者など
- ・**エネルギー管理企画推進者**：エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者

業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
 水処理薬品部門(ホーラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



5) 手続き等のスケジュール

今後の手続き等のスケジュールを下図に示します。

平成 21 年度

企業全体の年間エネルギー使用量の把握

平成 22 年度

平成 21 年度の企業全体の年間エネルギー使用量が 1,500kl 以上の場合は、**エネルギー使用状況届出書**を提出

エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者（管理員）の選任

企業単位の**定期報告書**、**中長期計画書**の提出

6) 温対法の報告書との関係

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）において、省エネ法の特定事業者は特定排出者に定められており、温室効果ガスの排出量の報告が義務付けられています。事業者の報告書作成の負担を少なくするために、温対法の報告書を省エネ法の報告書と併用することが認められています。

報告内容	提出する報告書
温対法のエネルギー起源 CO ₂ の排出量のみ	省エネ法の定期報告書を使用し報告してもよい。
エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出量のみ	温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を使用する。
エネルギー起源 CO ₂ とそれ以外の温室効果ガスの両方の排出量	省エネ法の定期報告書に、温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を添付する。

～ 省エネルギー化のすすめ方 ～

省エネ簡易診断

↓ エネルギー使用状況を把握し、省エネ化の可能性を探ります。

省エネ詳細診断および計画書作成

↓ 省エネ化による効果を予測し、最適な省エネ化に向けて計画書を作成します。

設計・施工

↓ 設備の使用状況の見直しや改善工事を行います。また、場合によっては新たに省エネ設備を導入します。

省エネの確認・改善

↓ 中長期的にモニタリングを実施し、省エネ化の効果を確認し継続させて行きます。